

第3節

安全安心で、自然と共存できるクリーンなまち

生活環境の充実と整備

【現状と課題】

地域の豊かな自然環境を将来にわたって保全し、自然にやさしい生活環境を維持していくために、住民・事業所・行政が一体となって、ごみの減量化と廃棄物の適正な処理及びリサイクルの推進などにより、環境への負荷が少ない、循環型社会の構築を目指す必要があります。

「安全・安心な水道水を安定的に給水する」を基本理念に、老朽化した施設の更新や災害等に強い施設への改良を効果的に実施して、水道水の安定供給に努める必要があります。

生活排水による河川の水質汚染の防止と生活環境の改善を目的として、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業の3事業を、地域の特性に合わせて計画的に整備していく必要があります。

緑や水の空間は、地域住民の交流・憩いの場であり、災害時防災機能やレクリエーション活動など地域住民の生活に身近な施設として、それぞれが特色ある施設として維持管理していく必要があります。

町営住宅と定住促進住宅は、公営住宅として高齢者やひとり親家庭などの受入れ先としての機能を継続していく必要がありますが、老朽化により今後の維持管理が課題となっています。

適切に管理が行われていない空き家等が増加しており、防災、衛生、景観等の地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用を促進する必要があります。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 循環型社会の構築

[主な担当課：住民環境課]

家庭及び事業所から生じる廃棄物の抑制・再利用・再資源化に努めます。

(1) ゴミの減量化

ゴミの分別・減量化と家庭や飲食店等での食べ残しの削減に向けた取組を支援します。

(2) 廃棄物の再利用と再資源化

廃食油からの**バイオ燃料**の活用

生ゴミの堆肥化の推進

古紙類の再資源化の推進

小型家電製品の再資源化の推進

(3) 不法投棄監視体制の強化

不法投棄パトロール(巡回)の実施による監視・指導體制の強化や適正処理対策を推進します。

(4) 環境に関する教育及び学習機会の充実

様々な場での広報・意識啓発活動、情報提供を行い住民の意識改革を図ります。

ゴミ処理施設の見学研修

住民・学校・事業所・地域など、それぞれに応じた啓発・指導の充実

(5) **クリーンエネルギー**の利用

環境負荷の少ない自然エネルギーや再生可能エネルギーの研究・開発の動向に留意し、地域の状況に応じた利活用を推進します。

2 安全で安心な水道水の供給

[主な担当課：上下水道課]

(1) 水道施設の整備、更新及び改良

施設の老朽化や耐震化、水需要の状況を把握し、災害時の対応や水質管理強化などを見据え、老朽管の更新や施設の点検・改良・拡張・縮小など、現状と将来を見据えて、施設の整備を計画的に行います。

(2) 水資源保護の推進

広報や啓発活動を通じ、住民や地元企業の水安全への意識向上を図り、水源の水質・貯水量等の保護・保全を推進します。

(3) 水道事業の健全化

施設の管理体制を充実させ効率的な運営を図るとともに適正な水道料金の検討を行い、水道事業の健全化に務めます。

3 生活排水などの処理

[主な担当課：上下水道課]

(1) 汚水処理事業の推進

有田町の美しく豊かな河川と水環境を守るため、各地域の特性に合わせた公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備推進事業を計画的、効果的に推進します。

公共下水道事業

東地区の9割の区域を地域再生計画に基づき整備します。また、平成28年度に策定した長寿命化計画に基づき、水質浄化センター及びポンプ場の設備更新事業を行い、施設の安定・維持に努めます。

農業集落排水事業

山谷牧地区と楠木原地区における農業集落排水事業の全戸接続を目指します。また両地区の排水処理施設の設備更新事業（機能強化）を行います。

浄化槽整備推進事業

上記以外の住宅散在地で行う浄化槽整備推進事業を地域再生計画により整備します。

(2) 接続の促進

供用開始した地区においては下水道への早期の接続推進を図ります。

4 公園・緑地の維持

[主な担当課：建設課]

公園・緑地のそれぞれ個々の施設の明確な位置づけを行い、それぞれの特色を活かした公園・緑地として維持に努めます。

(1) 身近な公園の維持

地域住民の交流・いこいの場、子どもの遊び場となる都市公園の維持管理に努めます。

(2) 公園・緑地などの維持・管理体制の充実

住民と行政の協働による新たな維持管理体制づくりを推進します。

5 住宅整備と定住化の推進

[主な担当課：建設課、まちづくり課]

(1) 町営住宅と定住促進住宅の適正な管理

住宅の修繕等を今後策定する長寿命化計画に基づき実施します。また、コストの縮減を図りながら、超高齢社会に対応した、施設のバリアフリー化を推進していきます。

(2) 空き家の適正管理と流通促進

老朽化した空き家については、管理者に対し適切な管理等を促すとともに、町と地元住民等が協力しながら対応方策について検討していきます。また、**空き物件インフォメーション**をはじめとした情報提供の充実などにより、空き家の流通を促進します。

(3) 移住と定住の促進

くらしやしごとに関する情報発信やプロモーション（宣伝活動）により、町内への移住や定住を促進します。

【主な成果の目標指標】

項 目	単 位	平成 2 8 年度 (実績)	平成 3 4 年度 (目標)	平成 3 9 年度 (目標)
住民一人 1 日あたりのゴミ排出量	g / 日	7 7 2	7 4 0	7 1 0
リサイクル率	%	1 6	1 6	1 6
汚水処理整備普及率	%	7 5	1 0 0	1 0 0

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・ゴミの分別排出と減量化を徹底します。
- ・不法投棄の防止活動に協力します。

- ・水の有効利用に努めます。
- ・公共下水道が整備された場合には、速やかに加入し汚水負荷の低減に努めます。
- ・浄化槽を整備するとともに、浄化槽の適切な使用を行います。
- ・公園・緑地を親しんで活用し、維持・管理活動に参加します。
- ・所有する空き家等の適切な管理に努めます。

地域・団体・企業の役割

- ・ゴミの分別排出と減量化を徹底します。
- ・不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
- ・水の有効利用に努めます。
- ・公共下水道が整備された場合には、速やかに加入し汚水負荷の低減に努めます。
- ・公園・緑地を親しんで活用し、維持・管理活動に参加します。

行政の役割

- ・ゴミ収集、処理、リサイクル体制を充実します。
- ・ゴミの分別排出と減量化の啓発活動を推進します。
- ・不法投棄対策を強化します。
- ・安全、安心な水を安定供給します。
- ・生活排水などの汚水処理整備事業を推進します。
- ・公園、緑地の整備、維持・管理を行います。
- ・空き家等の流通及び町内への移住や定住を促進します。

道路交通体系の整備

【現状と課題】

町内の主要幹線道路として、福岡都市圏を結ぶ国道35号線が東西に横断し、国道202号線が南北に縦断していますが、慢性的な交通渋滞、交通事故などにより交通機能が低下する事態も起きているため、国道を補完する道路の整備を図る必要があります。

国道・県道を含めて、歩道未設置区間があり、歩行者の安全面から更なる歩道整備が望まれています。

地域住民の生活道路として町内を複雑に張り巡らせている町道は、舗装面の老朽化など、維持管理の点で課題があります。

老朽化が進む橋梁に対する安全性を確保していくために、修繕費用の軽減を図りつつ、長寿命化計画に基づく予防保全的な点検・維持管理を行いながら、道路ネットワークの安全と信頼を維持していく必要があります。

交通弱者や観光客の移動手段として、重要な役割を担うコミュニティバスなど地域公共交通の充実を図る必要があります。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 効率的・計画的な道路網の整備

[主な担当課：建設課]

(1) 国道の補完道路の整備

佐賀県や伊万里市との一般県道伊万里有田線(セラミックロード)道路建設促進期成会を中心として、県道伊万里有田線改良の延長を促進し、早期貫通を図ります。

(2) 総合的な道路体系の効率的な整備と見直し

道路網整備による円滑な交通の流れの確保

国道と連絡道路網の整備の推進

道路整備計画と産業振興・地域振興などの計画との連携

都市計画道路の必要な見直し

2 住民と行政の協働による道路維持管理

[主な担当課：建設課]

(1) 生活道路の安全性の確保

生活道路の歩道整備と危険箇所の解消に努めます。

(2) 道路の維持管理の協働体制づくり

自治会などを中心とした美化活動の継続

住民と行政の協働による維持管理の継続

3 計画的な道路・橋梁の保全整備

[主な担当課：建設課]

(1) 道路舗装の健全化

経年劣化している道路舗装の点検・補修を逐次行っていきます。

(2) 長寿命化計画に基づく橋梁の補修整備

橋梁の長寿命化を図るために現状点検を行い、その結果に基づく整備を順次行っていきます。

(3) 定期的な橋梁点検

幹線道路や町道に架けられている橋梁は、逐次点検を行うことで、事故や災害を未然に防ぎます。

4 総合的な公共交通体系の整備 [主な担当課：まちづくり課、商工観光課]

(1) 地域公共交通の利便性の向上

鉄道やバスをはじめとした公共交通のネットワークが十分な機能を発揮するためには、個々の公共交通の特性や役割を活かし、相互の乗り継ぎを容易にすることが不可欠です。そのため、運行ダイヤの改善、乗り継ぎの連続性確保、料金体系の検討などの施策を総合的に展開し、効率的な運用による利便性の向上を図ります。

(2) サイン（標示）整備

道路案内標識や誘導サインなどの整備は、公共サインとしての先導的役割を考慮し、効率性のほか周辺景観に配慮したサイン整備を図ります。近年、増加傾向にある外国人観光客の対応として、多言語のサイン整備を図ります。

また、民間設置の屋外広告物についても、周辺地域の良好な景観形成を誘導します。

【主な成果の目標指標】

項目	単位	平成28年度 (実績)	平成34年度 (目標)	平成39年度 (目標)
橋梁補修率	%	22	61	100
コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用者数	千人	39	44	50

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・公共交通の利用に努めます。
- ・身近な道路環境の美化活動に参加します。

地域・団体・企業の役割

- ・身近な道路環境の美化活動に参加します。
- ・住民ニーズに即した鉄道・バスの運行を、安全第一で運行します。
- ・交通環境のバリアフリー化に努めます。

行政の役割

- ・町道整備を図り、利便性及び安全性を高めます。
- ・町内公共交通機関のあり方を検討し、他の交通機関との連携を充実します。

消防・防災・防犯体制の充実

【現状と課題】

あらゆる災害に対応できるよう、有田町地域防災計画の見直しをはじめとする地域防災のあり方を常に検証していくことが必要です。

町民の日常的な防災対策として、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図る必要があります。

災害時において迅速な情報の収集及び伝達の体制の更なる充実強化を図る必要があります。

防災パトロールの実施や住民との連携により日頃から災害危険個所の把握と対策に努める必要があります。

防災体制の整備（公助の推進）と並行して、減災への取り組み（自助、共助の推進）をすすめる必要があります。

県との連携により、河川改修・砂防工事・急傾斜や地すべり地などの治山治水対策、危険ため池の改修など、災害に強いまちづくりが求められています。

消防団活動の活性化を図るとともに、住民の防災意識の啓発に努め、自主防災組織の充実強化を図ることが必要である。

近年、不審者による子どもへの声かけ事案や悪質商法によるトラブル（いざこざ）の急増など、様々な問題が発生しています。

安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、防犯ボランティア団体や警察その他の関係機関と連携協力し、住民の自主防犯意識の高揚・啓発が必要です。

誰もが安心して通行でき、安全で円滑な自動車交通を確保するため、交通安全教育や交通安全運動の推進などにより、交通安全対策の充実を図るとともに、交通安全施設等の整備などにより、道路交通環境の整備を図る必要があります。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 防災体制の充実

[主な担当課：総務課]

(1) 地域防災計画の推進

住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした、**地域防災計画**に基づき総合的な防災体制の整備を推進します。

(2) 防災知識の向上

ハザードマップなどに示された危険箇所や避難路・避難場所・避難所の周知に努めながら、防災訓練や研修会などへの参加を呼びかけ防災知識の向上に努めます。

(3) **自主防災組織**などの充実

地域住民による防災体制を確立し、自主防災組織及び**自衛消防組織**の結成を推進します。また、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなどの充実に努め、地域ぐるみの防災・防犯体制の確立を目指します。

(4) 防災連携体制の確立

行政、各防災関係機関・事業所・施設関係者及び住民が一体となった防災体制を確立・強化し、防災連携体制の確立に努めます。

(5) 治山・治水対策の推進

国・県との連携により河川改修、砂防工事、急傾斜や地すべり地などの治山治水対策、危険ため池の改修など災害に強いまちづくりを推進します。

(6) 情報伝達手段の多重化及び多様化

災害時及び緊急事態時における行政情報の主な伝達手段として**防災行政無線**を活用します。また、**緊急速報メール**の活用やケーブルテレビとの連携強化により情報伝達手段の多重化・多様化を図ります。

(7) 避難行動要支援者への対策強化

障がい者や高齢者等といった要配慮者への支援を強化するため、**緊急医療情報キット**などを配布し適切で迅速な救命活動に役立てます。また、災害等発生時における避難支援計画を作成し、自助及び地域の共助を推進しながら、関係機関との連絡・協力・支援体制の強化に努めます。

(8) 国民保護計画の推進

武力攻撃などの緊急事態に対応するため、有田町国民保護計画に基づく施策を推進します

2 消防・救急体制の確立

[主な担当課：総務課]

(1) 消防団組織の強化

地域を守る魅力ある消防団として、団員を確保していきます。また、消防団施設や車両の整備を推進し、活動しやすい環境を整え消防団の強化を図ります。

(2) 消防水利施設、消防用装備・設備の整備拡充

防火水槽、消火栓などの消防水利施設、消防用装備などの充実を図り、火災時の住民の生命・財産の安全確保を目指します。

(3) 消防・救急体制の充実

伊万里・有田消防組合（有田消防署）との連携を図り、消防施設や資機材を整備します。また、救急業務での医療機関との連携強化を図ります。

3 防犯体制の充実

[主な担当課：総務課、住民環境課]

住民を犯罪から守るための環境づくりを推進するとともに、住民の自主防犯意識の高揚・啓発に努めます。

(1) 防犯施設整備

安心・安全なまちづくりのため、防犯灯の設置を推進します。

(2) 地域安全活動の推進

警察や防犯協会など関係機関・団体と連携し、啓発活動の充実とその継続的な実施により、住民の防犯意識の向上を図ります。また、見守り隊などの地域ぐるみの自主的な防犯パトロールの実施や 子ども 1 1 0 番の強化など、地域安全活動を積極的に推進します。

(3) 安全な消費生活の充実支援

広報誌や消費生活パンフレット（小冊子）などの配布や消費者講座・消費生活教室などの開催などにより消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を行い、消費者の自立支援を推進します。

(4) 消費生活相談の充実

県などの関係機関と連携を図り、消費者トラブルの未然防止と被害相談の適切な処理のための消費生活相談の充実を図ります。

(5) 青少年の健全育成運動の推進

青少年健全育成のため、環境浄化の推進に努めます。

4 交通安全対策の充実

[主な担当課：総務課]

(1) 交通安全の啓発活動の推進

警察や交通安全協会などの関係機関・団体と密接に連携し、交通安全教室の開催や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設整備の推進

交通事故の防止と道路交通の円滑化を図るため、カーブミラー・ガードレールなどの交通安全施設の整備を推進します。

【主な成果の目標指標】

項 目	単 位	平成 2 8 年度 (実績)	平成 3 4 年度 (目標)	平成 3 9 年度 (目標)
火災発生件数	件	8	↓	↓
自主防災組織の 世帯カバー率	%	8 4	9 0	1 0 0

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・日頃から火災に注意し、火災の未然防止に努めます。
- ・災害危険箇所・避難路・避難場所を認識し、自ら身を守り、地域で助け合うことを基本に災害に対応します。
- ・自主防災組織の活動や防災訓練に参加し、応急手当や救助法の知識・技術の習得に努めます。
- ・地域の安全を守るため、消防団に積極的に加入します。

- ・消費者トラブルに巻き込まれないよう、正しい知識を習得します。
- ・交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。

地域・団体・企業の役割

- ・自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。
- ・顧客や従業員の安全確保に努めます。
- ・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。
- ・災害時には、**ライフライン**（生活基盤施設）の確保などに全面的に協力します。
- ・地域及び消費者団体間で情報の共有を図ります。
- ・適正な表示と取引を実施し、責任ある商品やサービスを提供します。
- ・地域の連帯意識を高め、防犯パトロールなどにより犯罪を抑制する機能を高めま
- す。
- ・防犯灯の設置を推進します。

行政の役割

- ・常備消防における救急体制の充実を図り、非常備消防の消防施設の整備を推進しま
- す。
- ・地域防災計画に基づき、総合的な防災体制を充実します。
- ・治山・治水対策を推進します。
- ・有田町国民保護計画に基づき、住民保護措置ができる体制の構築に努めます。
- ・消費者教育・啓発、情報提供に努め、消費者相談の充実を図ります。
- ・消費者団体の育成・支援を推進します。
- ・地区による防犯灯整備を支援します。
- ・交通安全に関する啓発を行いながら、交通安全施設の整備を進めます。